



川 監 委 発 第 1 3 7 号

令 和 6 年 1 1 月 2 8 日

川 越 市 長 川 合 善 明 様

川越市議会議長 中 原 秀 文 様

川越市監査委員 中 沢 雅 生

同 石 川 隆 二

同 小野澤 康 弘

同 桐 野 忠

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本基準は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

株式会社まちづくり川越

所管部局

産業観光部 産業振興課

1 組織

株式会社まちづくり川越の組織は、代表取締役社長、取締役4名、監査役2名のもと、総務部長兼業務企画部長以下62名の職員を置いている。

2 事業の概要

株式会社まちづくり川越は、川越市中心市街地の多くの資源を活用しながら、地域の活性化を目指し、行政、各種団体、企業、市民との連携を効率的に図ることにより川越市の総合的な活力向上を目的として、次の事業を行っている。

(1) 川越市産業観光館指定管理事業

(2) 川越市観光案内所運営事業（川越駅、本川越駅、仲町）

(3) 中心市街地活性化事業

(4) 子どもフードパントリー支援事業

3 市との関係

株式会社まちづくり川越は、川越市より指定管理者の指定を受け、川越市産業観光館の管理運営を行い、施設の利用料金は、指定管理者の収入として収受している。また、その設立にあたり川越市から5,000,000円の出資を受けている。

第3 監査の期間

令和6年7月11日から令和6年11月28日まで

第4 監査の方法

令和5年度及び令和6年度（4月から7月まで）の当該団体の指定管理業務に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査を執行した監査委員

中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果

監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、関係法令、協定書等に従い、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 事業報告書について

(意見)

川越市産業観光館の管理に関する協定書に規定する事業報告書が、定められた期日を過ぎて提出されていた件について、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていなかった。

今後は、協定書等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

2 まちづくり協力金について

(要望)

まちづくり協力金について、対象、積算等に関して明文化された基準が存在せず、毎年度指定管理料の算定の都度検討し、決定している状況であった。

指定管理料の公正な積算、施設の適正な管理、市組織としての継続性の保持等の観点から、また、指定管理者におけるまちづくり協力金充当事業の適切な執行に資するためにも基準を明確化し、指定管理者を含め共有することを要望する。

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生を阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」として
いる。